



世田谷

区議会だより

No.13

発行 昭和42年11月1日
発行所 世田谷区世田谷4丁目21-27

11/1

世田谷区議会事務局
(422)0111
事務局長 大場啓二

発行人

交通戦争の犠牲を防げ

交通対策の窓口を

さき頃、東京都が公私立小中学校・幼稚園などに対し、交通安全施設の希望調査を行なった結果「横断歩道を作って……」というのが圧倒的に多かったといっています。その調査のとりあえず集計された公立分のデータでは世田谷区だけで歩道橋九十五橋、ガードレール一四〇カ所を希望し

ております。このことでも、世田谷区が交通の危険な場所をたくさん抱えているということがわかります。毎年行なわれる交通安全運動も空しく、故はふえる一方で、当区も昭和40年と41年を比較してみても写真の中の図のとおり死者、負傷者ともにふえています。自動車対

自動車即ち対物事故もさることながら、道路を歩行者が何の罪もないのにね飛ばされるのではたまりません。まず第一に無防備な歩行者の安全確保が急務です。

さきの国会でも「通学路緊急措置法(通学路に係る交通安全施設等の整備および踏切道の構造改良等に関する緊急措置法)」が成立し、まず、学童、幼児をおくればせながら交通事故から守ろうということになりました。このほか狭い踏切道も緊急に拡げようというものです。世田谷区でも、経堂、梅丘など開かずの踏切りが多くあり、交通の流れのさまたげになっておりましたが、このたび二十九カ所を拡幅する計画が出来ました。これも来年度でなければ実施できない。これに要する経費も国からの規定どおりの補助が間にあうかどうか心もとない話です。そのほか世田谷区では、交通安全対策として本年度約三千万円の経費を投じて、ガードレール約一万メートルをはじめ、歩道、区画線、通学路標識、カーブミラー、横断灯を設置することになりましたが、交通難所を多く抱えている現状からみて、決して満足できるものではありません。国も法律を作っただけで解決できるものではありません。迅速な実行が必要です。これらに要する経費を大幅に措置するよう強く国に働きかける必要があります。

世田谷区議会では、交通対策特別委員会を早くから設置して、区内の四つの警察と緊密な連絡を保ちつつ、交通安全、交通公害に取り組んできました。

ここで世田谷区において根本的に考えなければならぬ問題は、整備されていない道路や狭い道路が多く、歩車道の区分ができず、ガードレールをつけるとかえって交通状態が危険になってしまうところもある現状です。こうしたところの対策は道路の側溝にふたをして少しでも道幅を拡げるようにしなければなりません。特に、狭い通学路で危険な場所では、一定時間車の乗り入れを禁止するよう強い手段を講ずる措置が必要です。

交通問題はますます山積されます。交通対策は大きな社会問題となっています。こうした時に、区も交通問題を取り扱う窓口がないではすまされぬ、都の公安委員会、警察署と連絡を取りながら区独自の対策を立てて住民の要望に少しでもこたえていく姿勢がまず必要となります。



昭和40年 昭和41年

死者	51人	56人
重傷者	317人	375人
軽傷者	2,893人	3,309人

①(三軒茶屋(放射四号)の交通量は昭和40年の調査(7時から19時の12時間)です。すでに五万八、八三台で、ますます増える一方、この車の中を横断するのは命がけ。

第三回臨時会 7/27/8/3

一般会計第二次補正予算(追加計上十一億)
二階式体育館工事契約など七件を可決

第三回臨時会は7月27日から8月3日まで開かれ、東京都との間の財政調整が決定して保留財源や税収の伸び分を計上した一般会計補正予算(第二次)を中心に審議されました。

このほか、校地の狭い小学校に建てる特別教室併設体育館二校の請負契約、特別会計の国保・中小企業両事業会計補正予算(第一次)・新町、深沢地区の新住居表示、廻沢児童遊園土地の受け入れなど合計七議案が区長から提案され、いずれも原案どおり可決しました。

- 一般会計補正予算第二次(賛成/自公/民無)
- 国保事業会計補正予算(賛成/自公/民無)
- 中小企業事業資金会計補正予算(賛成/自公/民無)

関係記事五ページ

第三回定例会

区長選任、第三次補正予算(一般会計)など二十一件を可決

第三回定例会は9月1日から会期十一日間が開かれました。

初日は、各党の代表質問と第三次補正予算はじめ十二議案の委員会付託、住居表示や土地区画整理事業による施設や所管区域の所番地が変わる条例改正五件が可決され、監査委員の選任にも同意しました。

第二日目は一般質問と区長候補者の決定。最終日の11日にはさきに委員会に付託した十二議案を原案どおり可決したほか、区長の選任、意見書二件が可決されました。

- 区長候補者の決定(賛成/自公/民無)
- 区長の選任(賛成/自公/民無)

関係記事三ページ

特別教室併設体育館工事請負契約 二件(賛成/全員)

校地の狭い世田谷、奥沢両小学校に建設するもので鉄筋コンクリート造二階建。一階特別教室四、二階体育館。世田谷小学校

契約金額三、五一二万円。契約の相手協栄組。工期昭和43年3月10日。奥沢小学校

契約金額三、六四〇万円。契約の相手太平建設。工期昭和43年3月10日。(問)体育館を上に乗る階下の教室に騒音が響かないか。

(答)一、二階間のコンクリートの厚さが十二センチ、その上に防音効果のあるパライトモルタルを三センチ塗る。一階の天井には音を遮断するタイガトン張る。これで騒音はある程度防げる。

(問)入札状況を見ると、世田谷小学校で落札した協栄組が奥沢小学校にも入札しているが、落札した太平洋建設との差が一四〇万円もある。これはどういう理由か。

一般会計補正予算 第三次(賛成/自公/民無)

(意見)賛成)事務近代化委員会は十分内容を練り、区民にも感謝されるような案を作成されたい。訴訟事件は十分納得できるよう過程の報告をされたい。勤労意欲推進費は毎年このような形が繰り返されているが、国の措置を要請することが必要だ。保育園、児童遊園の建設は五カ年計画の中だけでなく、世論調査の結果にもとづいて早く区民の要望にこたえるべきだ。

(意見)反対)区の財源が確定したとして編成した第二次補正予算を決めてから一カ月足らずのうちに、補正予算を計上するのは区側の無定見さを暴露するものだ。40年度からの区債の累積は五億円近い額にのぼり、

(答)奥沢小学校の入札価格の開きは基礎工事費の見積りが多い少ないで生じたようだ。協栄組はそれを過大に積算したということである。

廻沢児童遊園土地の受け入れ (賛成/全員)

廻沢町六四六番地にあるこの児童遊園はいままで土地を東京都から借りていたが、今回それを無償で譲り受けるもの。面積五八・一九三平方メートル。(意見)賛成)遊具がだいぶこれであるのでその整備と、前の道路が狭いうえ交通量も多いので危険のないよう配慮されたい。

町区域の新設、一部変更(賛成/自公/民無)

現在の町一丁目・弦巻町一丁目・上馬町三丁目の全部と、新町二丁目・深沢町一・四丁目の一部を新町一・三丁目、駒沢三・五丁目、駒沢公園とする。実施は昭和42年11月1日の予定。

今年度支払う利子はすでに一、七八〇万円となっている。一方では二億七千万もの納付金を都に差し出し、他方ではばう大な借金を背負っている区の財政運営は感心できない。事務近代化委員会費、訴訟関係費、給食センター用地関係費など、一片の経過報告もなしに突如として予算計上している点、あきらかに議会軽視である。どくに事務近代化と密接な関係を持つ住民基本台帳法は、行政

の合理化」の名のもとに、政府が、住民をもっとも便利な方法で掌握し、国家権力による住民支配、収奪の意図をのぞかせている。

国民健康保険条例の改正(賛成/自公/民無)

第一点は保険料の減額対象の拡大。減額する限度は前年の所得一〇万円までだが、それを越える世帯は被保険者家族一人増すごとに三万円上積みしていた。その額を一万円アップして四万円とするもの(今年適用、この措置は、第二点は退職所得は所得金額にいれないようにする(適用)。その他延滞金算出方法の変更。

区立総合運動場条例の改正(賛成/全員)

使用開始は10月1日。住居表示および土地区画整理事業の実施による条例改正五件(賛成)次の施設および所管区域などの位置表示が変わる。実施は11月1日から。第四出張所。第十三出張所。玉川第六出張所。世田谷福祉地区。玉川福祉地区。新町保育園。笹原小学校。深沢小学校。深沢中学校。西原公園。笠森公園。弁天公園。山野公園。富士見公園。

新しく認定された区道(賛成/全員)

所在地	延長(m)
松原3丁目738-1,081	137.87
赤堤2丁目7-21	105.35
野沢4丁目225-226	121.00
玉川奥沢町1丁目370	18.30
玉川奥沢町1丁目33-35	41.00
玉川瀬田町350	224.30
祖師谷2丁目1,023-1,025	559.20
烏山町1,047	193.00
合 計	1,400.02

監査委員の選任同意(賛成/自公/民無)

- 大野 浅一氏(再任)
- 委員会の顔ぶれが一部変わりました
- 総務財政委員長 細川宗源(自、文、教、委、員)
- 同 副委員長 山沢修白(自、文、教、委、員)
- 同 文 教 委 員 佐藤 順(自、文、教、委、員)
- 同 須田守正(自、総務財政副委員長)

()内は党派ととの所属です。

補正額 1億7,370万2千円 補正前との計 107億8,573万6千円

補正額の内訳

- 歳入 特別区税.....1億1,805万9千円
- 競馬基金.....4,000万円
- 交付金その他.....1,564万6千円
- 歳出 総務費.....1,098万円
- 民生費.....5,308万2千円
- 産業経済費.....1万7千円
- 土木費.....9,872万1千円
- 公債費.....1,090万2千円

歳入歳出合計.....1億7,370万2千円

このほか公債利息の運用費等があるため、区債は1,000万円を超過した(利率は年7.5%)



区長に佐野保房氏三選

公選運動、選任方法に論議湧く

9月の定例会で、前期に引き続き佐野保房氏が区長に選ばれました。昭和38年に区長に就任した佐野氏の任期は9月10日で終わりましたが、9月2日、自民党の推せんど公明党、無所属の賛成で再び佐野氏が次期区長候補者に決定、都知事の同意を得て、11日の区議会で選任されました。

佐野氏はこれで三期目を迎え、昭和34年から引き続き十二年間区政を担当することになります。

候補者決定や選任にあたって各党のいろいろな主張や意見がありました。区長公選の実現をはかるべきだという点では意見が一致し、9月1日には「区政を区民の手に」というちらしをみなさんに配布しました。また、11日の区議会では「特別区の自治権確立に関する意見書」を議決して区議会の決意をあきらかにしました。

候補者決定にあたっての自民党の提案理由、各党の意見のあらましは次のとおりです。



任期の空白は区民に不利

—自民党 提案理由—

最近の社会経済の発展に伴い、福祉、教育、道路、交通等に対する整備改善の要求は増大しつつある。これらの要求にこたえ効果のある政治を進めるには、世田谷区の特徴を生かしながら区が自主的にしごとをできる体制を固めることが重要だ。その意味で、住民に身近なしごととは区ができるようにし区長は住民の手で直接選ぶべきだという運動を進めている。

しかし、区長公選制が実現するまでは現行法にもとづいて区議会が区長を選ぶのがわれわれの責務である。その上、区長の任期が切れる時点を迎えたいま、人材を持つ限り、一日の空白もおかずに次の区長を選ぶことこそ区民の福祉を願う立場でとるべき態度である。

以上の観点に立って、過去八年間地



区長公選実現により強い決意

—社会党 反 対—

昭和27年の自治法改悪以来区議会が行なった自治権拡充・区長公選の決意や要望、議員の質問演説は相当な数に上り、この問題に対する世田谷区議会のなみなみならぬ関心の深さを物語っている。にもかかわらず今日区長を区議会で選任しなければならぬことに激しい憤りを感じる。

提案理由で言っている現行法尊重の精神は、あきらかに政策的な意図をもって住民から区長を選挙する権利を奪い、法の基本たる憲法の主権在民原則に違反しているこの条項には当たらない。むしろこのような形で特別区の住民だけを差別するような制度は返すべきが議員の職責ではないか。

佐野氏の過去の行政に対する評価の仕方には異論があるが、たとえ能力、識見を備えていたところで現行制度では議会の多数党やそれにつながる中央の支配や干渉を排除することはできない。その点で住民の利益を守る立場で新島問題、原子力船寄港問題に対処している美濃部都知事、飛鳥田横浜市長の姿勢とは大きな開きがある。

われわれとしては今回の選任に反対するだけでなく、お座なりに過ぎていた今までの運動を反省し、二度とこのような提案がなされぬよう自治権拡充、区長公選運動に挺身する決意である。



三選後の区政は厳しく監視

—公明党 賛 成—

われわれは一貫して区長公選の実現を主張しており、したがって佐野区長三選に心の底から賛成しているわけではない。今日までの自治法改正に対する強い要望にもかかわらず、選任方式

をとらなければならぬことはきわめて遺憾だ。

しかし政治は現実であり、公選理論に固執してそれが直ちに実現するかのとき錯覚を区民に植えつけるのは現実無視だ。さらに七十五万区民の損失を考へるとき、大世田谷区の区長の座は一日たりとも空白があつてはならない。このような立場から佐野区長三選にやむなく賛成する。



住民の中に入って選ぶのが本筋

—共産党 反 対—

区長が退任した時点で、区議会が七十五万区民に区長選任をどうしたらよいか問いかけるのが正しいあり方だ。他区を見廻しても、公選に準ずる方法を見出し、住民とともに区長公選運動を發展させようと努力しているところがある。また、今日都区の民主勢力は大きく前進し、区長公選の世論は日に日に高まっている。

たまたま自民党内の意向が一致したからといって、空白期間をおかないことを理由に大切な議題を審議する定例会に無理やり押し込んでくるのは御都合主義だ。

佐野氏がわれわれの前にしめした抱負や構想を見ても、住民税の徴税強化の方針をはじめ区民を苦しめる政策が随所に見受けられる。こういうことから佐野氏の三選には絶対反対である。

さらに、佐野氏が前期に引き続き区長に就任するのであれば退職金は返上するのが当然だ。また、任期中に区長公選制度が実現した場合は退任して信を区民に問うべきである。区長公選運動に対しては「自治権拡充に前向きな姿勢で努力する」と佐野氏自身が言明する以上、区議会があげてこの運動に取り組めるよう予算を計上することを要求する。



候補者を一般区民から募集

—民社党 反 対—

われわれは区長を選挙によって選ぶことが現行法のもとではできないなら、次善の策として区長候補者を一般区民から募集するとうる提案は各党の賛成を得られなかった。

三選首長失政の例は非常に多いが、それは行政に対する安易な観念と自負が政治感覚をまひさせ、清新な感覚を呼び起こさないからだ。過去八年間の諸業績を過信することなく初心に戻り、七十五万区民のために命を投げ出す決意で今後の区政にあたる必要がある。

われわれは住民の福祉と幸福を願い、今後の区政運営に厳しい監視のまなざしをそそぎたい。

昭和27年の法改正で区長公選権を取り上げるまでの一連の動きは、住民を愚民視した官僚的な中央支配の考え方に根ざしている。

区長公選の問題と重要なかわりを持つ特別区の組織、機能と考えた場合、大都市行政のもとにあつてその統制を受け、機能の上で制約があつても、区長の地位は都政に対する区側住民側の代表的役目を持ち、住民に対しては政治的指導者である。

このような立場にある区長の選び方は住民の直接選挙によることもっとも正しい。

以上の観点からわれわれは現行の区長の選任方法に反対し、今回の提案にも反対である。



新鮮な気持ちで区政にあたれ

—無所属 賛 成—

現行法にしたがい区長を選ぶことには賛成だが、無批判に現行法を推奨するわけではない。

昭和27年地方自治法改悪当時、都議会は保守革新を問わず何らの抵抗もしめさないでこれをのんだと記憶している。しかしそのような過去はあったにしてもこの法律を改正し、自治権を拡充しなければならぬ。区長もこの点を言明しており、自治権拡充運動には挺身するものと信じている。

今後四年間において、土木・教育・福祉行政を二本の柱とする年次計画を過去の積み重ねにもとづいて立派に完成するとともに、二十年後の百万都市に対するビジョンの基盤をしっかりと築き上げてもらいたい。

それには常に新鮮な気持ちで区政にあたり、衆知を集め、住民の福祉のために大いに努力してもらいたい。

代表質問



出張所の事務体制を万全に

自由民主党

11月より住民基本台帳が発足し、その事務を出張所で取り扱うとのことだが、現在の建物のスペース、窓口能力、定員などの面で心配がないか。

庁内に事務近代化委員会(44名)を設けた。そこで検討していく。

これからの区内の発展を考えると、現在の出張所の数や配置では実情に合わなくなるのではないか。

出張所の数や配置は、今後の社会情勢の変化にあわせて、改善、増設していきたい。

窓口事務の重要性が叫ばれているおりから、出張所は住民との接点であるのに、区職員がこれを軽視する空気が残っている。住民のための区政の姿に程遠いのではないか。

出張所は区行政のサービス・ステーションで、最近住民からの非難も少なくなり職員の質も向上している。住民サービス、事務効率、職員の健康管理を図るため、建物を鉄筋化するなど努力してきた。

区の二十年計画は、場あてり的な拙速主義でなくじっくりと検討することを望む。当面は、下水道などおこなっているものに重点を置いてもらいたい。

学者・専門家に調査を依頼していたが、報告書を得たので参考にしたい。現在遅れているところは改善していく。

区長公選は自治権拡充の出発点

社会党

自治権拡充の出発点である区長公選について、区長はどう考えているか。

公選制を実現して、住民の意思を背景とした方が、これからの自治権拡充運動を推し進めやすくなる。

27年の改正は、その時点ではそれ相応の理由があり国会で合法的になされたものだから、すぐに民主主義の危機であるという評価はしない。現在では公選制がほんとうであり、現行制度

は不備な点が多いので法改正すべきである。

区民との対話行政に関して、対話では区議会とだけで足りるとするのは疑問である。

区議会が住民の代表であり対話の本体と思うのであり、住民との直接対話を軽視し否定するものではない。

民生事業の現状は、心身障害者その他に対する援護が不十分である。区が国や都をカバリーする施策をとるのはあたりまえで、財源難で苦しいだろうが、区の財政権の確立とあわせて民生事業を充実して欲しい。

自主財源が区収入額の一割あり、これまで教育関係重視してやったが一段落したので、これからは民生費にも回せると思う。

船橋小学校校地の解決を早く

公明党

船橋小学校校地西側三六〇坪が環八用地上に提供されたが、代替地が未解決。その後代替地部分に区画整理組合の道路計画があることがわかった。区



憲法を守る姿勢で世田谷区政に

共産党

都知事は、民主主義の地域社会における適用が住民による住民のための地方自治であるという姿勢だが、区長は次の諸問題にどう対処するか。憲法を守り、これを破ろうとするものに対して断固として反対していく必要があるかどうか。区長、教育委員、監査委員、公安委員の公選制の主張を支持するかどうか。小選挙区制をどう考えるか。

憲法擁護は公務員の職務である。現在公選を廃止されている行政委員は、公選制にした方がよいと思う。小選挙区制は実現すべきである。

区は8月31日までに交通安全緊急措置法に基づいて計画を提出したが、このプランを具体的に示せ。学童擁護員の増員を考えて欲しい。

通学路の安全施設として、ガードレール約七、二〇〇m・白線三、九五〇m・標識七〇個を設置する。踏切り改良を工費一億七百万円で二九カ所予

画整理組合との交渉のようすはどうか。この道路計画を具体的にどう処理するのか。また学校を現在の危険な環境から、組合の用地内に移転する考えはないのか。

隣地に代替地を前から心がけていたし、見直しもある。隣接地に換地する要請書を出しており、方法は精算金を払う。移転は、希望丘区画整理組合内にその声もあるが、まだ検討中。

区は第二次補正予算でPTAの私費負担解消をはかったが、小学校の中には、かえってPTA会費が増えたところとか変らないところもあって格差を生じている。私費負担解消分をPTA活動に使い、むだな運営をしているところもあると聞く。PTA会費の私費負担解消の正しい姿、PTAのあり方について公聴会を開いたらどうか。

第二次補正予算で一億一千万円を追加計上して総額七億余円となり、私費負担解消に万全を期す。各学校で私費負担が軽減されていないものについては今後指導していく。PTAの活動内容については、私費負担解消に沿った運営を望みたい。

定しているが、国庫補助がないと財源に苦慮することになる。学童擁護員は、一校三名平均必要で、都に要望している。

議員歳費の値上げの噂はほんとうか。住民感情からいって値上げには反対。

区長三選と引き換えの値上げはしない。

具体案をもって自治権拡充を

民社党

佐野区長が公選に努力するならば、現行法の枠の中で公選制に最も近い公募制をとるべきで、たとえそのためわずかの空白を生じてでも、住民に広く門戸を開放した方がよい。

現在出来る公選に最も近い方法が公募制だと考えない。私の経験から区長の空白はできるだけ小さくしたい。納付金をなくすため、区に保健所の全面移譲、清掃事務所の移管、委託

事務の全面移譲を検討したらどうか。

納付金制度は必要だ。ただ納付の対象から区民税を除くこと、区税の中で国税に近いものを対象とすることにしていきたい。

給食センターについて、昨年より何の報告もない。そこで昨年からの経過、その後具体的に検討された内容を知りたい。

経済効率から給食センター方式を採用するのだが、一万食給食なので衛生面、運営面に問題が残る慎重を期している。財源は、国や都との調整が十分でないため自主財源を持ち出す。

一般質問



区民生活

老人福祉対策として敬老会館だけでは不十分で、老人ホームが必要である。その計画、構想はどうか、婦人のレクリエーション施設をそこへ併設してはどうか。

休養ホームは来年着工する。身障者を受容するなど多角的な内容、設備を持つものにする。

生業資金の貸付回数を現在の年二回から年四、五回にふやせないか。予算、担当職員をふやして欲しい。

生業資金の増額は、年度中途のため二百万円の追加しかないが新年度には増額していきたい。回数は年三回ぐらいにしたい。

零歳児保育の問題について、都民生局の方針(四・五ヶ月児)に基づき、一刻も早く取組んで欲しい。

再検討の時期にあることは確かだが、公立保育園については内容改善で、私立のものについては助成強化により実現したい。

土木行政

子供のための施設(児童遊園)の管理体制がバラバラである。もっと日常感覚に即した体制にせよ。

遊園地などの管理は、土木部、区民部が所管する。管理の一元化は検討

を要するので、これから二部の間で連絡を緊密にして不便のないようにしたい。

◆区で半永久的建物を建てる際、建物の屋上権を都に売って、都営住宅とか住民の要望施設を作ったらどうか。

—都心部と異り、高さ制限十層があるため空中権の利用は事実上困難。



—行政・財政運営—

◆42年度の都区財政調整で二億九千万円の交付金を見込んだが、都との交渉を終わったら二億七千万円を納付することに決まりました。この食い違いで区財政に大きなヒズミが生じるのではないかと。

—収入額で二三割の伸びがあったため結果的に納付区になったが、一件算定額も十二億円あるのでそれ程びびかない。43年度では税収見込みを確保しながらやる。

◆住民サービスは職員の待遇を良くすれば解決する。区長は上意下達だけでなく、下意上達で人事委員会に勧告すべきだ。

—職員の待遇向上を善段から意図している。人事委員会の回答の出しだいで職員員の給与改善を実施する。

◆窓口事務はだれが行なっても民主的に平等に取扱うべきで、有力者、議員を特別扱いにするな。

—公務員は一部の奉仕者ではなく全体の奉仕者である。そういうことのないよう注意する。



—交通安全—

◆区内の交通安全対策機関は、警察と安全協会の二本立てだが、安全協会の活動は不十分で職員の増員、予算の増額を望む。

—今や国をあげての問題で、総合交通対策機関の強化をはかりたい。

◆通学路に、待避場所としての側溝の蓋かけ、ガードレールの設置になお一層の努力をして欲しい。

—通学路安全施設として、42・43年で計二、三〇〇万円を予定している。道幅が四・五〇以下の道路が多いので交通規制を考えてみる。



都へ二億七千万円吸い上げ
—第二次補正予算—

7月27日から開かれた臨時区議会で、約十一億二千余万円の第二次補正予算が議決されました。

今回の予算は、都区財政調整の決定に基づくもので、当初予算につぐ重要な予算です。

このため区議会では、二十九名の委員で予算特別委員会を設け、四日間にわたり審議を重ね、賛成多数で原案どおり承認しました。

予算の概要、主な質疑・意見は次のとおりです。

早朝区議会

議員がサラリーマンより早い時間に出勤して議会を開いた珍しい話。

区議会はよほどのことがない限り午後1時に開くものと条例で決まっているのだが、9月11日の開会は午前7時半。何かめもめごとでもあったのではと勘ぐりたいところだがさにはあらず。

区長の任期は9月10日で切れて後任区長の任期は9月11日から始まるのだが、たとえ半日たりとも区長が空席であったら区民のみならず、申し訳ないというのが与党側の考え。それでは手続きが整いさえすれば前の日にでも選んでおけばよかりそうなのだが、「任期が切れてからで

ないとダメ」というのが自治省のお役人さんの見解。

かくなる上は8時半の区役所開庁に間に合わせて選んでおこうというわけで、「早朝区議会」なる苦肉のアイデアが生まれた。

野党側もほかの重要議案がある手前審議をポイコットするわけにはいかずしぶしぶ出席だけはO・K。ここはいささか与党側のきまじめさに気押されたかっこう。

といったてんまつで11日の朝8時には前区長さんの佐野さんに代って新区長の佐野さんが誕生した。

話がなんだかやこしい形式主義に振り回された感じ。ほかにもっとうまい方法は考えられなかったものかね、とは朝6時から準備でんでこ舞いした事務局職員のパヤキ声。

—編集子—

なぜ交付の見込みが納付に変わったのか

歳入面では、何とんでも財政調整の結果に焦点がむけられました。まず当初予算において都から約二億九千余万円の交付金を期待して財政計画を立てたことだが、その後税収の伸びがあったとはいえず、約二億七千余万円を逆に都へ納付しなければならぬことになったのは、「大きな見込み違いがあったのではないかと」、また「住民感情として割り切れない」等の強い批判が出されました。また、世田谷区は税収は伸びるが区政のために使う財需用額が伸びないのはなぜか、入口が増加しているのにこのような算定は不合理ではないのかという点がつかれました。

—歳入—

PTAの公費負担は解消するか

—歳出—

歳出面では、いま最も関心を呼んでいる「教育費の私費負担軽減」の問題が論議の中心となりました。今回の措置は、学校運営費の標準を定めて公費、私費の負担区分を明らかにし、公費で負担すべきものは公費でまかなおうとするものです。

まずPTAの経費軽減に関する予算がわずかであったとしても、ここに新たに軽減、さらには全廃に向って一歩を踏み出したものと考えられるとして一応は歓迎の意を表しながらも、一体本当に負担解消ができるのかどうか、またPTAの会費が一向に減らない、むしろ増額したところもあり、父母の不満も多く聞かれるので、この解消に向って一そうの努力をはかられたいとの要望がありました。

保育園問題については、まず保育園の絶対数の少ないことがあげられ、入園希望者が多くて収容しきれない。働く母親にとっては切実な問題であるという不満も出されました。また零歳児保育の実現についての要望も出されました。

次に公害対策については、積極的に予算措置をとり、ウガイ薬の配布とか、区役所の車だけに排気ガスの浄化装置をつけても根本的には解決しないという意見がありました。

その他交通対策、生業資金の増額、母子住宅の建設、街路灯の増設、中小河川の治水対策、子どもの遊び場の増設、職員員の増員等についてそれぞれ要望がありました。

歳出内訳

別	第二次補正予算額	前計	補正	との額
費	207万5千円	1億4,513万4千円	1億4,306万6千円	206万8千円
費	0.593万7千円	21億8,686万9千円	21億8,686万9千円	0円
費	1.333万3千円	1億8,566万9千円	1億8,566万9千円	0円
費	326万6千円	1億8,566万9千円	1億8,566万9千円	0円
費	0.111万2千円	25億8,666万8千円	25億8,666万8千円	0円
費	0.780万1千円	29億4,582万8千円	29億4,582万8千円	0円
費	597万5千円	1,333万2千円	1,333万2千円	0円
費	495万6千円	1,581万4千円	1,581万4千円	0円
費	0円	3,000万0千円	3,000万0千円	0円
費	7.653万7千円	2億7,653万7千円	2億7,653万7千円	0円
計	11億2,099万1千円	106億1,203万4千円	106億1,203万4千円	0円

請願陳情

9月11日の第三回定例区議会で、各委員会で審査の終わった請願・陳情一八件が、次のとおり議決されました。このほか審査の終わっていないもの二三件、あらたに付託したもの一九件ありますが、これらはいずれも議会閉会中に審査されます。

審査が終わったもの 一八件

総務財政委員会
◇沖縄施政権返還決議に関する請願
―意見付採択―
(意見) 願意に沿うよう要請したい。

区民委員会
◇北沢地区福祉会館建設促進に関する請願―意見付採択―
(意見) 北沢地区の福祉会館建設については全体計画を勘案し、請願の趣旨に沿うよう努力したい。

厚生委員会
◇梅丘保育園敷地拡張に関する請願―意見付採択―
(意見) できるだけ趣旨に沿うよう努力したい。

◇生活保護者等に益・暮の生活補給金支給に関する請願―取下承認―
◇区施設無料使用に関する請願―取下

承認―

◇田園都市線沿線玉川区域における区立保育園新設に関する請願―採択―
◇区立保育園新設についての請願(菘巻町、新町方面)―採択―

建設委員会

◇道路舗装に関する請願(船橋町九二〇～九五五)―採択―
◇下水溝整備に関する請願(若林四一七～一三三 同四一六～一九 同四一七～一七二先)―採択―
◇環状八号道路立体交差の京王線高架を千歳鳥山駅まで延伸する請願
―採択―
◇防護柵設置請願(中町小学校西側道路)―採択―
◇玉川奥沢町における児童遊園新設に関する請願―採択―
◇歩行者の安全確保に関する請願(昭和医大附属鳥山病院前から三鷹に通ずる区道)―採択―
◇側溝及び舗装施工についての請願(祖師谷二―三三～三四番地先)
―採択―

◇区立奥沢小学校学区内奥沢地区における児童遊園の設置に関する請願
―採択―
◇道路舗装に関する請願(砧町二二五番地ノ一〇先)―採択―

あらたに付託したもの 一九件
9月2日付託分

◇生活保護者等に益・暮の生活補給金の

お 願 い

戦後20年間のみなさんの生活、地域の組織やその活動、文化・サークル活動、住民運動などに関する文書・記録・写真がありましたら教えてください。

区議会ではいま「世田谷区議会史」を編さん中です。これは、住民―区議会―区政がどのような結びつき方であゆんできたかを中心に、世田谷区の現代史を綴っていくというものです。

ですからみなさんのいろいろな記録や資料が必要です。終戦前後のものならなお結構です。
連絡先

世田谷区世田谷四丁目21-27
世田谷区議会事務局調査係
(422)〇一一一 内線 478・479

編集委員
佐藤 竺(成蹊大教授)
阿利莫二(法政大教授)
大田 健(工学院大助教授)
加藤芳太郎(都立大助教授)
高木鉦作(国学院大助教授)

支給等に関する請願

建設委員会

◇区道廃止に伴う措置についての請願(都立玉川高校裏)
◇区道整備についての請願(給田町八四七～九〇六番地先)
◇呑川沿いのガードレール等整備に関する請願
◇道路舗装に関する請願(城山公園より区立厚生会館にいたる道路)
◇下水溝設置に関する請願(給田町一八〇～二八四番地先)
◇住居地域を商業地域への指定変更についての請願(玉川上野毛町稲荷坂商店街)

◇北沢用水護岸整備に関する請願

文教委員会

◇屋内体育館建築及び鉄筋校舎への改善についての陳情(三軒茶屋小)
◇世田谷区立旭小学校校舎改築についての請願
◇校舎増築に関する請願(京西小)

交通対策委員会

◇交通安全施設設置に関する請願
9月11日付託分

総務財政委員会

◇旧鳥山小学校跡地の公共施設についての請願
◇事務補助員の待遇改善等に関する請願

厚生委員会

◇区立保育所設置に関する請願(第六出張所管内)
◇保育園新設に関する請願(成城・祖師谷北側地区)

建設委員会

◇蛇崩川改修促進に関する請願

文教委員会

◇学校給食センターに関する請願

交通対策委員会

◇踏切安全施設に関する請願(玉川奥沢町二ノ七六番地先)

意見書

区の自治権確立を要望
―京王線高架の延長も―

9月11日開かれた本会議で、区議会は二つの意見書を出しました。

一つは、世田谷区のような特別区の権限を都下の市町村に委譲し、自治権確立の意見書です。

自治権確立は、二十三特別区の共通の悲願であり、以前から運動を推し進めてきました。去る6月28日の第二回定例会でも区長公選に関する要望書を出しましたが、今回は、区長公選のほかに、区民に身近な事務事業の区への移管と人事権・財政権の確立を、内閣総理大臣・自治大臣・都知事あてに訴えたものです。

次は、京王線の高架工事(上北沢駅付近から芦花公園駅まで約一、二〇〇m)を千歳鳥山駅まで延長することを望む意見書です。現在、世田谷区を南北に縦断する交通事情は、京王線・小田急線の踏

切りを越えねばならないので、大変悪い状態です。そこで区内の交通緩和・付近の都市再開発促進のため、現在計画中の京王線高架工事に着眼して、この計画を都市計画事業とし延長することを、建設大臣・都知事あてに要望しました。

高橋政見議員逝去

区議会議員高橋政見氏(自)は、9月2日夜脳出血のため急逝されました。七十四歳。
氏は区議会議員当選四回、区議会の長老格として活躍し、議長、監査委員を歴任、今年5月からは総務財政常任委員長の職にありました。
去る9月30日、地方自治に尽くした功勞により「勲六等単光旭日章」がお知らせしております。

おことわり

今回、投書がないため「ひろば」は休載します。